

妊娠の申出を受理した時本人に渡す説明資料の例

女性社員の方へ ***妊娠が確認できたら***

1. 早めに会社に報告しましょう

出産予定日や休業の予定を早めに会社に申し出ましょう。保健師にもお知らせください。また、妊娠中の健康管理などご相談ください。

2. 健康診査を受けましょう

妊娠すると、あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査等を受ける必要があります。健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。

	回数	
・妊娠23週まで	4週間に1回	但し、主治医の指示が
・妊娠24週から35週まで	2週間に1回	ある場合は、その指示
・妊娠36週以降出産まで	1週間に1回	に従って下さい。

3. 健康診査のための通院休暇を申請しましょう→通院休暇申請書

通院休暇の賃金は〇〇です。

4. 主治医からの指示事項はありませんか

主治医から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなどの症状に対応して、勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

医師からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、「母性健康管理指導事項連絡カード」を主治医に発行してもらいましょう。

ちょっと一休み

切迫流産とは・・・妊娠22週未満

切迫早産とは・・・妊娠22週以後

5. 産前・産後の休業（法第65条）

・産前の休業・・・6週間（多胎の場合は14週間）

予定日は産前に入ります。

・産後の休業・・・8週間（6週間は強制）

※あくまでも予定日です。産後は出産日を基準に翌日から8週間です。予定日と出産日が違うと、トータルの休暇が長くなる場合や短くなる場合が出てきますが、心配ありません。

6. 休暇の届出

(1) 産前休暇（予定日から算出）届→産前・産後休暇願用紙

・提出期限はいつまでと決まっていますが、休暇を取る1ヶ月ぐらいまでには提出した方がよいでしょう。

(2) 出産後、予定日と違っていたら産後休暇届を・・・本人へ確認し、事務処理扱い（所属長に提出していただきます。）

(3) 育児休業を希望する→復職が前提!

手続き

休業開始予定日(産後休暇終了以降)の1ヶ月前までに申請→育児休業申請書

但し、予定日前に出産した場合は休業開始予定日の1週間までに申請してください。

期間:子が1歳に達するまで(誕生日の前日)または、保育所に申込みをしたけれど入所できないなど一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまでの連続した期間、子一人につき1回

※期間延長(繰り下げ)を希望したくなったら・・・当初の終了予定日の1ヶ月前までに書面で申請。1回に限りOK。

ちょっと一休み

出産後8週間は妻が産後休暇中でも夫は育児休業OK

7. 休業中の賃金はどうなるの?

(1) 産前・産後休暇・・・給与は無給です。健康保険組合より給付があります。

・出産手当金(給与の代わりですね)=1日につき標準報酬日額の3分の2相当額を支給

・出産育児一時金(いわゆる分娩費)=420,000円(産科医療保障制度に加入しない病院での出産は39万円)

給与が保険料・税金等控除によりマイナスになります。不足分は現金扱いとなりますのでご注意ください。

(2) 育児休業期間・・・欠勤扱いで給与は無支給ですが、社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)の本人負担分は免除されます。

・雇用保険から「育児休業給付金」として、休業前賃金の40%(当面は50%)が支給されます。

→育休が決まれば申請用紙が渡されます。

8. 産前・産後にちょっと具合が悪くなって、休暇が必要になったら・・・

いつでも調子がよいというわけではありません。3日以上(医師の診断が必要)をとらなければならない、有休も使うのはちょっとという場合は、出産とは全く別扱いですが、健保より『傷病手当金』が受けられます。必要に応じ相談に来てください。

9. 1歳～小学校就学までの子を養育する場合

時間外勤務に関し、申し出により延長時間を短くできます(特定労働者)。

心配事、こんな場合は、etc・・・先輩お母さんに相談したり、今子育て真っ最中のほやほやお母さんに聞いてみたり。自分よりは知識はあるはず、遠慮せずに相談してみてください。

作成: 年 月 日

改: 年 月 日